

(1)警戒段階(大雨・洪水の恐れ)

市では、台風等の通過が想定される場合は、必要に応じて自主避難所を開設します。(避難情報は未発令) → 自宅などに居続けることに不安を感じる方や身の危険を感じる方は、避難することになります。(市からの自主避難所開設情報を確認のうえ、開設されている自主避難所等へ避難することになります。「山岸地区活動センター」も「自主避難所」として開設する対象施設として選定していますが、必ず開設されるものではありません。また、指定避難所以外にも安全な場所にある知人・友人宅やホテル等も避難先となります。)

(2)避難情報発令(高齢者等避難)

市では、状況に合わせて必要となる水害時優先開設避難所を開設します。(「山岸地区活動センター」も水害時優先開設避難所として選定していますが、必ず開設するものではありません。)

→ 高齢者や避難に時間がかかる方はこの段階で早期避難(水平避難)を行うこととなります。(「山岸地区活動センター」が避難所として開設されている場合は、「山岸地区活動センター」へ避難してください。)

(3)避難情報発令(避難指示)

市では、水害時優先開設避難所のほか、必要に応じて他の指定避難所を順次開設します。(※洪水時に「山岸小学校」は指定避難所としては開設しませんのでご注意ください。) → 危険な場所から全員避難(水平避難)することになります。

※山岸地区では「山岸地区活動センター」が主な避難先となります。

(4)避難遅れ・切迫状況

道路冠水等により移動困難など、浸水想定区域外への避難が困難な場合に限り、「山岸小学校」(2階花の輪ホール、3階音楽室)へ緊急的に避難(垂直避難)するなど、命を守る行動をとることになります。

※逃げ遅れなどで緊急に「山岸小学校」などに垂直避難した場合、浸水により孤立する可能性があるのでご注意ください。

4. 避難の判断と安全な経路

冠水した道路を歩くことは、水深が浅くてもふたの外れたマンホールや側溝などが見えなくなるため非常に危険ですので、避難場所への移動は浸水が始まる前に行うことが基本です。避難指示等が発令されたり、発令前でも危険が高まったと判断されたりしたら、ためらわず避難を始めましょう。

予想される浸水が浅い地域に住んでいる場合や既に浸水が始まっているなど移動するのに危険な状況になってしまった場合は、状況に応じて自宅や近所のビルなど堅牢な建物の2階以上に避難しましょう。橋や川の近くは、川が増水している場合には川の流が速く、橋が壊れたり流されたりして非常に危険ですので、川のそばに近寄らないようにしましょう。